

## 法廷通訳人のフットイング ～模擬法廷データ談話分析～

吉田 理加

(立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士後期課程 S)

*This paper draws on the communication model of Linguistic Anthropology and examines the footing (Goffman, 1974, 1981) of court interpreters and a witness during the mock trial sessions held on the 8th Annual Meeting of JAIS. The analysis has shown that interpreters are not mere “animator” or “conduit”, but are “author” responsible for selecting and deciding the words and expressions used in the rendition, which constitute one of the main factors of the difficulty to render registers such as slang expressions. Furthermore, it emphasizes the significance of further studies for the interpreter’s role as “author” to investigate the ideological aspects in the rendition in “intra-social” interpreting settings.*

### 1. はじめに

第8回日本通訳学会年次大会において、傷害事件の現場に居合わせた被告人の知人が証人として出廷するという設定で模擬法廷<sup>1</sup>が実施された。模擬裁判では、証人尋問が実施され、証人は、被害者が侮蔑的なスラング表現を用いて被告人を罵り、中傷した状況を証言した。これらのスラング表現が混ざった罵り言葉は、被告人が被害者をナイフで刺した動機を形成している可能性がある。そのため、どのような言葉や表現が用いられたかが重要な鍵を握る。よって、これらのスラング表現のレジスターを保持した語用論的に等価な訳出が重要であり、訳出を聞いた裁判官や裁判員に、原発言を聞いた場合と同様の心証を抱かせるのが理想とされている (cf. Berk-Seligson, 2002; González, Vázquez & Mikkelsen, 1991; Hale, 1997 等)。

しかし、現実にはスラング表現などの罵り言葉等のレジスターを保持した訳出は、様々な理由から困難を伴うものであり、通訳人を介した法廷では、外国語か

---

YOSHIDA Rika, “Court Interpreters’ Footing: Discourse Analysis on the Mock Trial Data.” *Interpreting and Translation Studies*, No.8, 2008. pages 113-131.

© 2008 by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

ら裁判が行われる言語への訳出では、丁寧度を上げる傾向がみられる (Berk-Seligson, 2002; Hale, 1997)。そこで、本稿では、言語人類学的視座から法廷における相互行為を捉え、Goffman (1974, 1981) のフットィングの概念を援用し、通訳人と証人のフットィングを分析することにより、相互行為参与者としての通訳人の役割 (責任) を実証的に示し、レジスターを保持した訳出を困難にしている要因を考察すると同時に法廷相互行為の特徴を記述する。

## 2. 模擬裁判の概要

模擬裁判実施にあたり、検察官の質問と証人の返答が予め日英両言語で進行用シナリオとして準備され、通訳人以外の協力者には知らされていた。配役は、法廷言語分析チームのメンバーが検察官、裁判官、弁護士役を担当し、証人役と被告人役はカナダ人の大学講師の協力を得た。通訳人役は、女性 (通訳訓練を受けたプロの通訳者) 1名、男性 (大学院生・通訳訓練受講歴有) 1名の協力を得た。シナリオの筋書きは以下のとおりである。ある酒場でアメリカ人の米軍兵士が3人で飲んでいるところに、デイブというカナダ人がやって来て、喧嘩になる。その結果、アメリカ人の1人がナイフで刺される。そこにたまたま居合わせた、ラリーという名のカナダ人が、模擬法廷で証人として出廷し、アメリカ人が刺されるにいたった状況を説明するという設定で行われた。まず、通訳人 A (女性) を介し、証人尋問が行われた。その間、通訳人 B (男性) は法廷外で待機し、終了後、再び同じシナリオ設定で、通訳人 B を介した証人尋問が実施された。模擬裁判は、録画・録音し、後に全て書き起こした。

## 3. コミュニケーションの参与枠組みと法廷通訳人の役割 (責任)

### 3.1 導管メタファー的コミュニケーション観 (イデオロギー)

現在でも、コミュニケーションといえば、Shannon & Weaver (1949) の情報理論的モデルが示すような、送り手から受け手へメッセージが伝達され、同一の解釈コードでメッセージが解読されることにより、コミュニケーションが成立すると捉える傾向がある (小山, 2008)。通訳を介したコミュニケーションは、送り手と受け手が解釈コード (文法コード) を共有していない状況であり、通訳者の役割は、受け手が理解可能な解釈コードでメッセージを解読することであると考えられている。このようにコミュニケーションを「情報の伝達」と捉えるコミュニケーション観は、言語形式に意味が内包され、意味の伝達は A 地点から B 地点に導管を通してなされるという「導管メタファー」 (Reddy, 1979) に基づいたコミュニケーション観とも言える (小山, 2008; Morris, 1995; Wadensjö, 1998)。また、この導管メタファー的コミュニケーション観<sup>2</sup>は法廷でも広く共有されているコミュニケーション観 (イデオロギー) でもある。

法廷通訳人の役割は、しばしば「黒子」や、透明な「導管」に喩えられ、A 言

語で言われたことを、B 言語で「そのまま」伝達することが求められる。このような情報理論的、または、導管メタファー的コミュニケーション観では、「メッセージ」はコミュニケーションに先立ち既に存在するものとして考えられており、コミュニケーションの参与者として送り手（話者）と受け手（聞き手）のみに焦点をあて、その他のコンテキストや、前後のコミュニケーションの流れ（後に次のコミュニケーションのコンテキストとなっていくもの）は、捨象される。また、導管メタファー的コミュニケーション観では、コミュニケーションは相互行為的出来事としてではなく、脱コンテキスト化された情報伝達として捉えられている。そのため、コミュニケーション参与者のアイデンティティを示したり、権力構造を示したりする社会指標的機能には関心が払われず、言及対象を指し示したり、命題を述定したりする言及指示機能のみが意識される傾向がある。

ところが、O'Barr (1982) の発話スタイル (powerful style vs. powerless style) の研究<sup>3</sup>や Matoesian (2001) のレイプ事件公判廷談話研究が示しているように、法廷においては、話し方が、内容の信用度や話し手の信頼性を判断する決め手になっている。つまり、言及指示機能で指標される言及対象（命題）の信憑性は、社会指標的なものである発話スタイルによって判断されているのである。

しかし、法廷における通訳人という参与者が行う訳出行為は、言われたことの伝達に伴い、原発話者である外国人被告人や証人が原発話で示すアイデンティティと、参与者としての通訳人が訳出時に示すアイデンティティが重層的に埋め込まれた形でなされるものである。つまり、通訳人自身の言い淀みや、発話のスタイルが指標する社会性が不可避免的に訳出に埋め込まれている。上述の導管メタファー的コミュニケーション観が支配的な法廷においては、通訳人のアイデンティティは捨象され、訳出行為によって示されるアイデンティティは原発話者に帰属すると解釈され、心証形成がなされる (Berk-Seligson, 2002; Pöchhacker, 2006; 吉田, 2007)。そこで、次項では、このような多層的で動的に変容するコミュニケーション（相互行為）の概念について、本稿が依拠する言語人類学の知見を概観する。

### 3.2 指標的出来事としてのコミュニケーション

近年、上述のような言及指示機能のみを重視する導管メタファー的コミュニケーション・モデルが批判的に見直され、「意味（メッセージ）」は所与のものではなく、相互行為において構築されるものであり、コミュニケーションにおいてはメッセージの伝達のみならず、アイデンティティを示したり、人間関係を構築したりという行為が行われていることが言語人類学などの多くの研究で示されてきた (Duranti, 1997; Silverstein, 1992; 小山, 2008)。換言すると、コミュニケーションは「いま、ここ」の動的に変動するオリゴ（コミュニケーションの基点）に投錨され展開する指標的出来事であり、「言われたこと（言及指示）」と「なされた

こと（相互行為）」のテキストが特定のコンテキストにおいて生起し、コンテキストに照らし合わせてその「意味」（何が言われているか・なされているか）が「解釈」されるものである。よって、コミュニケーションにおける「意味」は、複数の「解釈」が可能であり、ある時点でなされた解釈が後に覆され他の解釈がなされるという「弁証法的」特徴を有する。例えば、ある時点で「依頼」であると解釈された出来事が、後のコミュニケーションの展開によって「命令」であったと解釈されることはよくあることであり、コミュニケーションにおける「意味」は非決定的な特徴を有する。出来事の解釈は、前述したように、「コンテキストに照らし合わせて」なされるものであり、ここでいう「コンテキスト」という概念は、出来事が起きたその場を取り囲んでいる要素のみならず、過去の出来事や、その社会の信条、伝統、歴史など遠くの目に見えない象徴的な概念範疇や事象をも含むものである。また、この「解釈」という行為は、ある客体レベルで生じる（語用）出来事を、メタレベルから特定のフレーム（Goffman, 1974）を通して捉える行為であり、メタ語用過程<sup>4</sup>を経てなされることも失念してはならない(Silverstein, 1992, 1993; 小山, 2008)。

上述の言語人類学的視座から述べると、法廷相互行為もまた例外ではなく、このような動的に変容するオリゴに投錨された指標的出来事として生起している。本稿が分析対象とする証人尋問における「証言」は、「あのとき、あそこ」で起きた出来事に証人がフレーミングを施し、「いま、ここ」の法廷で語られる。「言われたこと（言及指示機能）」の証拠性（*evidentiality*）は「どのように言われたか（社会指標機能）」を基に、裁判官のフレームを通して判断される（Matoesian, 2001）。このような「証言」の訳出を担う法廷通訳人は、言及指示機能の訳出のみならず、相互行為のテキストを生起させるレジスターやスタイルなどの社会指標機能における等価性も保持し、訳出しなければならないとされている（Berk-Seligson, 2002; Hale, 1997, 2004）。しかし、同時に、「訳出」という行為を通して、通訳人は法廷相互行為に参加するのであり、訳出を通して生起する「相互行為のテキスト」には、通訳人自身の社会指標的特徴を示す要素が滲出するのは回避できないと思われる（cf. Hill & Irvine, 1993）。そこで、次項では、多層的な社会指標的出来事である法廷相互行為において話し手の役割を担う法廷通訳人の役割（責任）を分析するために用いる Goffman (1981) のフットィングの概念について説明する。

### 3.3 参与枠組みとフットィング

本項では、まず、話し手の役割を細分化し、コミュニケーションにおいて参加者がいかに動的に「役割」をシフトさせているか、換言すれば、参加者の発話出来事における自己呈示（メタ語用的投影）がいかに変容しているかに着目したミクロ社会学者のゴフマンの参与枠組み並びにフットィングの概念について説明す

る。

Goffman (1981, p. 3) は、「言葉が発せられたとき、それが聞こえる範囲内に居合わせた人々はその出来事に対してなんらかの参与ステータスを有している」とし、伝統的な「話し手 - 聞き手」の二項対立式の概念が現実とかけ離れていると指摘し、話し手と聞き手が「出会う場」(social encounter) から、そこに傍観者 (bystander) を含め、より広いコンテクストを有する「社会的状況の場」(social situation) に焦点を移行させ、それを「参与枠組み」(participation framework) とした。

参与枠組みにおける「聞き手」は、「是認された聞き手」(ratified hearer) と「是認されていない聞き手」(unratified hearer) に分けられ、さらに、「是認された聞き手」は「話しかけられている聞き手」(addressed hearer) と「話しかけられていない聞き手」(unaddressed hearer) の2つに分類されている。そして、「是認されていない聞き手」の特徴は、「盗み聞きする者」(eavesdropper)、「立ち聞きする者」(overhearer)、「傍観者」(bystander) に分類されている。

また、Goffman (ibid.) は話し手の特徴を多層的にとらえ、発話フォーマット (production format)<sup>5</sup> という枠組みで話し手を、他人のメッセージをその通りリレーする「発声体 (animator)」、言語形式を決定する責任を負う「作者 (author)」、発話の内容に同意し、その責任を負う発話主体である「本人 (principal)」の3つの異なる階層に分類した。ゴフマンによると、相互行為参与者は、ある時は話し手として、ある時は聞き手として異なる役割を担い、かつ、瞬間ごとに異なる階層の話し手・聞き手として機能しており、この動的に変化する個人の参与ステータスがフットィングである。また、フットィングとは、コミュニケーションにおける参与者の責任分配の表象であるとも言い換えられる。フットィングのシフトは、談話の話題の変化、語り口調の変化、非言語要素などのフレーミング装置によっても示される<sup>6</sup>。このフットィングという概念は、参与者のアイデンティティや相互行為における「役割 (責任)」が所与の決定的なものではなく、相互行為の進行にともない刻々と変化し、構築されていくものであることを示しており、前項で述べた言語人類学的視座と親和性が高い。

近年、通訳研究は「社会的展開」を迎えたといわれ、異文化間相互行為的視座から、多くの対話通訳に関する研究がなされており (Pöchhacker, 2006)、その手法にゴフマンの参与枠組みも頻繁に用いられている (cf. 滝本, 2007)。中でも、先駆的な研究と位置づけられている Wadensjö (1998) は、ゴフマンの発話フォーマットに加え、聞き手の役割を「報告者としての聞き手」(reporter)、「返答者としての聞き手」(responder)、「要約者としての聞き手」(recapitulator) の3つに分類し、聞き手フォーマット (reception format) を構築し、聞き手と話し手双方のフットィングを関連付け、対面式相互行為における参与者としての通訳者の役割と責任が動的に変化している様子を談話分析により示した。本稿においても、通

訳者の役割と責任の配分は、相互行為の進行につれて動的に変化していると捉え、通訳人と証人のフットィングのシフトを詳細に分析し、罵り言葉などのスラング表現の訳出を困難にしている要因を探ると同時に「コミュニケーション」としての法廷相互行為の特徴を記述する。

#### 4. 証人と通訳人 A のフットィング

本項では、証人が事件の現場で罵り言葉などをそのまま引用した証言とその訳出部分を分析対象としてとりあげる。

事例 1 では、証人は、検察官の「そのときの様子をもう少し詳しく説明してください」という質問に答え、被告人が巻き込まれた騒ぎに気づいたときの様子を被害者の蔑語を引用しながら詳細に述べている。その後、通訳人 A が訳出を開始するが、言い淀みや沈黙が多く繰り返され、スラング表現の訳出に戸惑っている様子が示されている。ここでは、証人と通訳人 A のフットィングのシフトを順に分析する。

##### 【転記コード】 (cf. Du Bois, 2004)

@	笑い (拍)
H	息を吸い込む音
Hx	息を吐く音
:	音声の引き伸ばし
[	オーバーラップ開始
]	オーバーラップ終了
(1.0)	ポーズ / 沈黙 (秒)
(.)	非常に短いポーズ/沈黙
(...)	0.2 秒以上の短いポーズ/沈黙
<F>文字</F>	大きい声
<VOX >文字</VOX>	他者の声色
-	言い直しのための途切れ

##### 【事例 1】

- 1 証人: Yeah,
- 2 (... ) well, the person yelling (.) sounded kind of drunk
- 3 (1.5) and uh: he got right in Dave's face
- 4 (.) and said something like
- 5 (... ) <VOX>You asshole son-of-a-bitch</VOX>

- 6 (...) <VOX>I'm gonna kick the shit out of you! </VOX>  
 7 (.) <VOX> I'll show you (.) I'm gonna break your fuckin' neck!  
 </VOX>  
 8 (...) Then, he held up a chair and tried to throw it at him.  
 9 通 A え: ちょっと  
 10 その: 相手の - あのう:方が  
 11 酔っていたような(.)感じで(H)  
 12 え: デイブに向かって:  
 13 (...) え: がなりたてていたんですけれど(H)  
 14 え:(...) え:(...) お前  
 15 (...)え: (2.5) <F> 馬鹿野郎 </F>  
 16 え: (2.0) え: @ (2.0) え: @ (Hx), え @ (Hx) (3.0)  
 17 え @ (Hx) (3.0) (Hx)  
 18 え(.) <@>ま - やっつけてやる </@>  
 19 というような(.)ことを  
 20 いいました。

#### 4.1 証人のフットィング

まず、被害者と被告人が言及される際にどのような名詞句が用いられているかに着目し、フットィングのシフトを記述する。

証人は2行目で、“the person (yelling)”という人間名詞を用いて、騒ぎの主体である被害者を言及指示し、3行目では、“he”という前方照応詞を用いて同一対象を言及指示し、さらに、被告人の固有名“Dave”を用いて“he got right in Dave's face”というように、騒ぎにおける被告人と被害者の対立した関係を言及指示している。このようにして、模擬法廷という「いま、ここ」のオリゴ（コミュニケーションの基点）に投錨されたコミュニケーション出来事において、「あのとき、あそこ」で起きた騒ぎについての整合性のあるテキストが生成されている。ところが、5行目から7行目では、一転して、“You”や“I”などの1人称・2人称代名詞を用い、声色を変えて発話がなされている。声色の変化が一種のコンテキスト化の合図（Gumperz, 1982）を示し、被害者の言葉が直接引用され、コミュニケーション出来事のオリゴ（基点）が、「いま、ここ」の模擬法廷から、騒ぎが起きた「あのとき、あそこ」に移動し、“I”は被害者を、“you”は被告人の“Dave”を言及指示していることがわかる。つまり、用いられている人称代名詞のシフトは、証人のフットィングの次のような変化を示している。

1行目から4行目まで、証人は、「本人」かつ「作者」として出来事を、証人自身のフレーミングを施し「いま、ここ」に再コンテキスト化し、報告している。5行目から7行目までは「発声体」として機能し、「あのとき、あそこ」での被害者

の発話を、声色を変えて直接引用することによって、「いま、ここ」で、被害者の罵り行為を生き活きと再現することに成功している (cf. Matoesian, 2001, pp. 105-106)。その後、8行目の発話では、“he held up a chair” というように三人称代名詞の “he” を用いて被害者を言及指示しており、再びフッティングが「本人・作者」にシフトしていることがわかる。

このようにフッティングを「本人・作者」から「発声体」へ、そして再び、「本人・作者」にシフトさせる発話は、非常に重要な効果を生み出している。証人が「発声体」にフッティングをシフトして直接引用したのは、スラング表現を用いた罵り言葉であった。被告人の動機形成の合理性を判断するために、罵りの程度を知ることは重要である。直接引用を用いて「発声体」として発話することは、証人自身が身近で経験した出来事の一部を「いま、ここ」の模擬法廷で「演じ」、聞き手の面前であたかも出来事が再現されているかのような印象を与える (cf. Matoesian, 2001)。また、直接引用し「発声」するという行為は、証人自身が現場に居合わせ、直接経験した出来事であることを示唆するため、伝聞証拠を排除する法廷においては、高い証拠性 (evidentiality) (cf. Du Bois, 1986) の証言として認識される可能性が高い (cf. Matoesian, *ibid*; Philips, 1993)。さらに、声色を変えて「発声体」として発話することで、これらの罵り言葉の社会指標性によって形成される話し手のアイデンティティが、「いま、ここ」の模擬法廷における話し手である証人ではなく、騒ぎの場での発話者である被害者のものであることを示すことにも成功している。

このように、証人の発話はフッティングの動的なシフトがなされ、「本人」のフッティングに効果的に「発声体」のフッティングが埋め込まれた重層的な構造をなしている。つまり、声色を変えることで、「発声体」にフッティングをシフトする合図を示し、証言の証拠性を高く保持したまま、スラングを含む罵り言葉によって指標される話し手に対する一種のステレオタイプの社会的特徴 (教育レベルが低い、粗野な、等) が「いま、ここ」の話者である証人自身に帰するものではないことを示すと同時に、信憑性の高い証言となっていることがわかった。

#### 4.2 通訳人 A のフッティング

次に、通訳人 A のフッティングをみてみたい。9行目から13行目までは、概ねスムーズな訳出がなされているのだが、14行目では、「え:(...) え:(...)」という言い淀みと沈黙を繰り返した後、「お前」という訳出によって、証人が「発声体」となり直接引用した罵り表現の訳出を開始している。5行目で、証人が “(...) <VOX>You asshole son-of-a-bitch</VOX>” と述べたところの “You” は「お前」と訳出されている。自明のことであるが、日本語の2人称代名詞には、「貴殿」、「あなた」、「君」、「貴様」、「お前」など複数の語彙が存在する。これらはどれも同一の言及指示対象を指標するが、丁寧度やあらたまりの程度、さらには、話し手の



アイデンティティを示したり、話し手の聞き手に対する態度を表したりする、社会指標性の程度が異なる語彙のセット（レジスター）を構築している。これらの語彙セットの中から、訳出に選択された「お前」という語彙は、一般的により俗な語彙とみなされており、女性より男性が用いる傾向がある。また、このようなコンテキストで用いられた場合、言及指示対象への話し手の蔑視的態度も表す。通訳人 A は、「お前」という語彙を選択し、原発言の罵り言葉の社会指標性を保持した訳出を試みていることから、単なる「発声体」ではなく、訳語の選択という責任を担う「作者」としても機能していることがわかる。そして、通訳人 A は、15 行目では、言い淀みと 2.5 秒にもわたる沈黙の後、「ばか野郎」という訳出をするが、その後、16-17 行目では、いい淀みと、沈黙、さらには、大きく息を吸い込む音、そして、声が上ずるような一種の笑いのような音声を発するのみで、訳出に困難を生じさせている様子が伺える。そして、18 行目で声が上ずり、笑いになってしまったような声色で「<@>ま - やっつけてやる</@>」と訳出を行い、19-20 行目で「というような(.)ことをいいました」と、原発言の 4 行目の訳出を行い、訳出を終えている。証人の 8 行目の発言は訳出されていない。結果として、通訳人 A は証人が引用した罵り言葉を含む 3 つの文をそれぞれ訳出せずに、かろうじて「ばか野郎」（15 行目）、「やっつけてやる」（18 行目）という訳出を施したのみである。

証人の英語での原発言と通訳人 A の日本語への訳出全体を比較してみると、証人の原発言は、被害者の発言が声色を変えて直接引用されており、証拠性が高いという印象を与え、よって、信頼性、説得力があるとみなされる証言となっている。一方、通訳人 A の訳出は、通訳人 A 自身の沈黙や言い淀みや上ずった笑いのような声のトーンなどの、英語の原発言にはなかったパラ言語要素が加味されてしまっている。その結果、訳出は、原発言と比較すると、訳出では証言の信頼性、迫真性、証拠性の程度が低いという印象を与えるパワレス・スタイル (O'Barr, 1982) となり、日本語の訳出のみを聞いている人と英語の原発言を聞いた人とは、異なる心証が形成される可能性が高いと思われる。

そこで、通訳人 A のフットイングに焦点をあて、蔑語の訳出に躊躇しパワレス・スタイル (O'Barr, 1982) になってしまった原因を以下のとおり分析する。訳出という行為に従事する通訳人 A の規範的役割は、自分の言葉で語るべきではなく、言われたことをそのまま訳すべきであると考えられている。つまり、透明な「導管」(cf. Reddy, 1979) のように、通訳人自身の解釈や予断を含めず、修正、割愛、説明を加えず、原発言に言語コードの変換のみを施して、そのまま目標言語に置き換え、等価なメッセージを伝えることが理想とされている (cf. González, Vázquez, & Mikkelsen, 1991; 最高裁判所事務総局刑事局, 1999; 渡辺他, 2004)。そのため、「本人」として発言しているのではなく、言われたことをそのまま訳す「発声体」として発言していると考えられがちである。しかしながら、上述のように

通訳人 A は英語の 2 人称代名詞 “You” の訳語に、「お前」という語彙を複数の選択肢の中から選択し、訳出していることから分かります。言語コードの変換作業は、1 対 1 対応の語彙を自動的に当てはめることは不可能で、常に通訳人 A は、「発声体」の役割に加えて、訳出語彙・表現、文法構造等を選択し、決定する「作者」の役割を課されるのである。このように考えると、16-17 行目の言い淀みと沈黙は、通訳人 A が、適切な訳語を選択する作業に迷いが生じている状況であり、通訳人 A が「発声体」でありつつも、「作者」として機能せざるをえない責任を担っていることを示している。

証人は、上述したとおり、語られる出来事が生じた現場に居合わせ、その出来事を証人自身のフレーミング（メタ語用作用）で解釈し、「発声体」として、被害者の罵り言葉を、声色を変えて直接引用することにより、語られる出来事を「いま、ここ」で演じている。その結果、罵り言葉が有する社会指標性を原発言の話し手である被害者に帰することに成功している。他方、通訳人 A は、「発声体」のみにフッティングを同定することは不可能で、訳出作業に伴う「作者」としての責任がつきまとう。更には、通訳人は透明な導管としての伝達者の役割が前提化されているのだが、証人のように「演じる」ことは前提化されていないことから「発声体」のみにフッティングを同定することが困難であると思われる。また、通訳人は、語られる出来事を直接体験しておらず、証人が語った出来事を通訳人自身のフレームで解釈し、訳出（発話）するため、ソース（出来事）との距離があり、直接引用を用いにくいとも考えられる。

また、「発声体」として、蔑語を通訳人の口から発話することは、語られる内容（言及指示）に関する責任を負わないが、「蔑語を発話する」という相互行為上の責任が生じる（cf. Hill & Irvine, 1993, p. 12）。また、選択した訳語が有する社会指標性により自己のアイデンティティが指標されてしまう危険性も排除できない。模擬法廷という、一種のフォーマルで形式性の高い法廷に準じる場で、また、通訳学会理事や会員など多くの通訳研究者が傍聴する前で、通訳人 A がそのようなリスクを危惧し、訳語の選択に躊躇したために、言い淀みや沈黙が続き、訳出自体がパワレス・スタイルになったと考えることも不自然ではないだろう。

次項では、「発声体」として相互行為上の責任が生じている事例を分析し、通訳人が参与者として相互行為を変貌させている事例をみることにする。

## 5. 通訳人 B の聞き返しと証人の証言スタイルの変遷

事例 1 では、証人は「発声体」として、被害者の罵り言葉を法廷で直接引用し、「演じる」ことに成功し、証拠性が高いという印象を与える証言を行っていた。一方、通訳人 A が蔑語の訳出に躊躇したのは、「作者」として訳語を選択する責任を担っているため、訳出發話の社会指標性が通訳人に帰することを完全に排除できない危険性があったこと、そして、たとえ「発声体」に徹したとしても相互

行為上の責任が伴うことを危惧したのではないかと分析した。

ここで扱う事例 2 は、通訳人 B が証人の発話を聞き取れなかった、または、理解できなかったため、裁判長に許可を求めて、証人に繰り返すよう要請したやりとりを書き起こしたものである。証人は、1 回目の証言では被害者の罵り言葉を直接引用していたが、2 回目の証言では、言い換えて間接引用している。その結果、1 回目と 2 回目の証言は、証人のフットィングにシフトが見られる。これは、Berk-Seligson (2002) や Wadensjö (1998) 等の数多くの研究が既に示しているのと同様に、通訳人の介在が法廷相互行為の進行に不可避的な影響を与えている事例である。ここでは、証言スタイルを変容させる通訳人の「聞き返し」という行為の効果と、その背景にある言語イデオロギー、並びに、「発声体」というフットィングも、相互行為上の責任が伴う類のものであることをみていく。

### 【事例 2】

- 1 証： (1.0)Well,  
 2 while he was trying to get away from the guy  
 3 holding the chair,  
 4 (...) he grabbed the knife-  
 5 the guy with the knife and pulled him forward.  
 6 (...) A::nd as he did that,  
 7 the guy with the knife yelled  
 8 (1.5) <VOX Throw the god-damn chair  
 9 at the mother-fucker now!/Vox>  
 10 通： (2.0)で、その-  
 11 (2.3)裁判長、  
 12 もう一度尋ねてもよろしいでしょうか？  
 13 裁： はい  
 14 通： You are... [OK  
 15 裁： [(聞き取り不能)  
 16 通： Could you repeat  
 17 that testimony again please?  
 18 証： Yeah(...) well,  
 19 while he was trying to get away,  
 20 通： Uh  
 21 証： (1.5)Ah  
 22 (1.3)from the guy holding the chair  
 23 (...) ah  
 24 (1.0) Dave

- 25 (...) grabbed the guy  
 26 (.) with the knife  
 27 (.) and put him on forward.  
 28 (.) And as he did that  
 29 (...) the guy with the knife  
 30 (.) yelled  
 31 (1.5) at him to throw the- the chair.

証人は 1-7 行目まで、淀みなくほとんど間をおかずに証言し、8 行目の罵り言葉を直接引用する直前に 1.5 秒の沈黙を置き、フッティングを「発声体」にシフトさせる合図を送っている。10-12 行目で、通訳人は、訳出するのではなく、裁判官に聞きなおす許可を得て、14-17 行目で、自ら「本人」として、証人に繰り返しを依頼する発話をしている。『法廷通訳ハンドブック』や裁判所主催のセミナーでも、通訳人が理解できなかった場合は、許可を求めて聞き返すなどし、完全に理解した上で訳出するように指示されており、この裁判官の許可を得て聞き返すという通訳人 B の行為は規範に準じた正当な行為である。しかし、証人の 1 回目の証言（1-7 行目）と、通訳人の聞き返し後の 2 回目の証言（21-31 行目）を比較してみると、2 回目の証言は、細かく区切り、間をおいて、通訳人が聞き取りやすいよう配慮がなされた証言スタイルになっている。つまり、通訳人を聞き手に定めたフッティングとなっている。さらに、8-9 行目で声色を変えて「発声体」として直接引用した被害者の罵り言葉 (“(1.5) <VOX Throw the god-damn chair at the mother-fucker now!/Vox>”) は、2 回目の証言では、“(1.5) at him to throw the- the chair”と間接引用で発話され、「作者」としてのフッティングで報告されている。このように、通訳人 B の「聞き返し」は、証人の証言スタイルを変容させる相互行為上の効果を生み出している。

ここで、証人の証言スタイルのシフトについてさらに細かく見ていく。まず、証人は 1 回目の 8-9 行目で「発声体」として被害者の罵り言葉を直接引用し、語られている出来事を「いま、ここ」の法廷という場で再現し、演じており、証人の証言スタイルは証拠性が高いという印象を与えるものであった。ところが、通訳人 B に“Could you repeat that testimony again please?” (16-17 行目) と再度証言を繰り返すよう明示的に依頼された後の 2 回目の証言では、“(1.5) at him to throw the- the chair” (31 行目) と、1.5 秒の間を置いた後に、間接引用を用いて被害者に“him”という 3 人称代名詞を用いて言及し、「いま、ここ」の法廷の「証言」という発話出来事に再コンテキスト化して証言している。間接引用を用いることにより、「作者」として言葉を選択し、“to throw the- the chair” という原発話の言及指示的意味のみを「報告」するフッティングになっており、1 回目の証言で直接引用された罵り言葉は姿を消している。その結果、罵り言葉が有していた「暴力

的で粗野な」という原発話者（被害者）のアイデンティティを指し示す社会指標性が消滅し、原発話とは異なる相互行為のテキストが生成し、異なる心証が形成される可能性が高いと言える。言い換えれば、ここでも言及指示機能重視の言語イデオロギーが作用しており、証人は「繰り返す」という行為を、言及指示内容を重視して行っているが、相互行為のレベルで「繰り返し」が行われていないことは意識に上っていないか、法廷において重要視されていないようである（cf. Silverstein, 1981）。更には、証言はこのように証言者のフレーミング作用（メタ語用過程）を経て、なされるものであり、話し手や聞き手の役割を担う参加者の言語イデオロギーが介入した形でなされ、解釈されるものであることも付言しておく。

この証言スタイルのシフトは、たとえ「発声体」という発話内容に責任を負わないフットィングであっても、証人自身の口から罵り言葉のようなスラング表現を法廷という場で「発声する」という行為に対して、証人には相互行為上の責任が伴うため、それを回避したことを示唆しているとも思われる。（cf. Hill & Irvine, 1993; Irvine, 1996）。罵り言葉等のレジスターの社会指標性は、発声されるやいなや、「いま、ここ」の法廷における参加者間の責任分配を通して「滲出」（leak）する形で、「発声体」である証人のアイデンティティ形成に不可避免的に影響を与える。言語人類学者である Hill & Irvine (ibid, p. 13) は、引用発話と参加者役割に関する議論において Hill のフィールドノートのデータを紹介し、メキシコの先住民言語メヒカーノ語（ナワトル語）を話す女性がなぜメヒカーノ語を話せることが重要なのかを説明している際、罵り言葉を「発声体」として引用した直後に、神に許しを請う発話を「本人」として挿入し、話を続けたデータを示し、発話者自身の「言葉」ではない罵り言葉を「発声」することに対して生じる相互行為上の責任を負う形で謝罪句が発話されていると分析している<sup>7</sup>。本稿で分析対象とした事例においても、Hill の事例と同様に、証人が罵り言葉を引用し、「発声」することによって「発声体」としての相互行為上の責任が必然的に生じ、換言すれば、「発声」された罵り言葉の社会指標性が「発声体」である証人に帰せられる危険がある。証人が2回目に繰り返した証言で罵り言葉を直接引用しなかったのは、不可避免的に「作者」として機能する通訳人だけではなく、純粋な「発声体」になりうる証人でさえもが、参加者としてのリスクを回避したと解釈することができるだろう。

## 6. まとめと今後の課題

本稿では、模擬裁判における2名の通訳人と証人のフットィングの分析を通し、以下のことが示された。

法廷における「証言」という発話行為は、フットィングが動的にシフトし、「本人・作者」として間接引用を用いた「報告」スタイルの中に、「発声体」として「罵

り言葉」が直接引用され、出来事の「再現」が埋め込まれた重層的な構造をなしていることが明らかになった。「直接引用」という話法は、話し手が「発声体」であるとみなされるため、話し手の予断や偏見（イデオロギー）が含まれず、出来事で語られた言葉がそのまま引用されているという印象を与え、時には出来事が目前で再現されているかのような印象も与える。よって、直接引用は、話し手が自身のイデオロギーに基づいて「言葉」を選択し「作者」として発話する間接引用と比べ、証拠性が高いという印象を与える（Matoesian, 2001: 112）。しかし、分析で示されたように、「直接引用」がなされる場合、話し手は声色を変えて、フッティングが「発声体」にシフトしたことを示しており、音韻的操作は話し手のイデオロギーが介入した形でなされ、メタ語用過程を経たものとなっている。この音韻的操作はフッティングのシフトを示すのみならず、直接引用された発話の「情感」が「発声体」を通して、原発話者のアイデンティティを指標する機能もあるため、重要な効果を与える操作である。

しかし、通訳人は「演じる」ことがその役割として前提化されていないため、「発声体」として「訳出（発話）」することによる相互行為上の責任が生じ、一方では、訳出語彙や表現・文体等の選択を担う「作者」としての責任も常に伴っていることが示された。また、罵り言葉など社会指標性の高いレジスターの訳出においては、通訳人の訳出が通訳人のアイデンティティを指標しているのか、原発話者である証人を指標しているのか不明瞭であると同時に、訳出には原発話にはなかった言い淀みや沈黙などの通訳人の発話特徴が加味され複層的な社会指標的特徴を有する発話となっていることも示された。

一方で、通訳人 B の「聞き返し」という行為が、証人の証言スタイルを変容させる効果を生み出していることがわかった。証言スタイル（直接引用か間接引用など）が異なれば、異なる相互行為テキストが生成されるのだが、法廷においては言及指示機能重視の言語イデオロギーが強く作用しており、心証形成に影響を与える相互行為的側面（例、証言スタイル）の変容は参与者に重要視されていないようであることが示された。また、言及指示内容に責任を負わない「発声体」であれども、「発声」することによる相互行為上の責任が生じるため、「発声体」として機能するリスクを回避する傾向が証人にもみられた。

本稿では十分な議論ができなかった点に「いま、ここで」起こる出来事は無限の解釈可能性を秘めている（小山、2008: 223n）という問題がある。例えば、証人尋問の証言は、裁判の審理に関係する「出来事」について、証人がその「出来事」を、証人自身のフレーミングを施し、様々な解釈可能性の中から自己のイデオロギーに基づいて一つを選び取り、発話スタイルを選択して語るものであり、同じ「出来事」であれども、その解釈と証言の仕方は多様である。通訳人は、「語られた出来事」を直接体験したわけではなく、「証言」に通訳人自身のフレーミングを施し、解釈し、訳語や表現などを「作者」として選択し、訳出する。裁判官

はその「訳出」を、裁判官のフレーミングを施し、解釈し、その信憑性等を判断する。このように外国語話者の「証言」は、複層のフレーミング作用（メタ語用過程）を経て、「訳出」テキストとなるのである。この多層的なメタ語用過程は社会・文化的に相対的な規範を有するものであり、言語人類学では広く議論されているテーマである（cf. Silverstein, 1993; Lucy, 1993, 小山, 2008）。今後、法廷参与者にこの点を意識化させるような通訳研究を発展させる意義もあるだろう。

また、通訳人が不可避免的に「作者」として機能せざるをえないということは、4.2 で示されたように、たとえば、“<VOX>You asshole son-of-a-bitch</VOX>”の“you”を訳出する際、2 人称単数の言及指示対象を指標する複数の語彙のセット（例、お前、きさま、あなた、君等）の中から、通訳人が訳出にどの語彙を用いるかを選択・決定しなければならないということであり、これはメタ語用過程に関わる問題である。通訳人がいかなる基準（イデオロギー）に基づいて、訳出に用いる語彙・表現を選択し、決定しているのかについては、本稿では議論ができなかったが、通訳人が「作者」であるということ踏まえ、今後掘り下げていく必要があるテーマである。特に、罵り言葉などの社会指標性の高いレジスターの訳出行為において、どのような基準（イデオロギー）に基づき、訳語や訳出表現が選択・決定されているかを記述する重要性を指摘しておきたい。なぜならば、レジスターとは、狭義には同一の言及指示的意味を共有しマクロな社会指標性を内在する語彙のセットであり、たとえば、話者や聞き手の役割を担う諸個人間の社会関係を指標するレジスター語彙の使用<sup>8</sup>は、既に発話共同体で共有されているステレオタイプの表象に照らし合わされる形で、「いま、ここ」の話者や聞き手の役割を担う諸個人間のアイデンティティや権力関係を創的に指標するものであるからである（小山, 2008）。たとえば、罵り言葉のようなスラング表現は、「教育レベルが低く、低い社会階級に属する」という既に確立されている「ステレオタイプ」<sup>9</sup>が「いま、ここ」の発話出来事で喚起される形で話者の役割を担っている個人のアイデンティティを形成する。このようなレジスターを訳出するという行為は、Angermeyer (2005) が、Hale (2004) を発話スタイルが心証形成に大きな影響を与えている点を示した点で評価しつつも、パワレス・スタイルの発話が信頼性に劣り、発話者の知的レベルが低いという心証を与える効果があるとしても、事実であるとは限らないため、Hale (ibid) が推奨する訳出における発話スタイルの等価性の保持 (accuracy of speech style) は、多数派のステレオタイプを強化する差別的行為であると批判している。

このように、証言や訳出などが、様々なメタ語用過程の網の目を通してなされるものであることを認識することにより、訳出行為にもイデオロギーが介在しており、多くの場合、組織（裁判所）や多数派のステレオタイプ（イデオロギー）の強化に貢献し、真の意味での中立性に欠けてしまう危険性が排除できないことが明らかにできるのではないかと思われる。今後の課題として、社会言語学的な

ステレオタイプ（イデオロギー）に基づいた心証形成の危険を通訳人は認識すべきであり、Pöchhacker (2004, 2006) が “intra-social” な場面における通訳者は、権力を有する多数派（組織）にフッティングを同定し、組織側のイデオロギーを共有しがちである、と指摘しているのを踏まえた上で、更なる法廷通訳人の役割や中立性に関する議論を展開する必要があると思われる。

---

著者紹介：吉田 理加（YOSHIDA Rika）西語通訳者。立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士前期課程修了、同後期課程在学。言語人類学、社会言語学、異文化コミュニケーション等から法廷通訳を含むコミュニティ通訳研究に取り組んでいる。

連絡先：rikayo@yd5.so-net.ne.jp

---

#### 【註】

1. 2007年9月の日本通訳学会第8回大会で、コミュニティ分科会の法廷言語分析チーム（水野真木子、中村幸子、浅野輝子、毛利雅子の各氏と筆者）により実施された。模擬法廷全体の報告は本誌 pp. 310 – pp. 314 を参照願いたい。
2. 導管メタファー的コミュニケーション観の基底には、ロックに代表される西洋啓蒙主義思想の言及指示機能重視の言語イデオロギーが存在する。つまり、方言などの言語異種によって示される話者のアイデンティティや権力関係等を消し去り、平明で共通の、論理的で普遍的な単一言語を国家の標準語として確立させ、言語を伝達の手段としてのみみなすイデオロギーである（cf. Aarsleff, 1982; Bauman & Briggs, 2003; 小山, 2008）。
3. O’Barr (1982)は、Lakoff (1975) が女性の発話スタイルの特徴と定義した言い淀みや過度の丁寧形、付加疑問文の多用などの要素が、法廷ではジェンダー差に起因するものではなく、学歴や職業等の社会的要因に起因するものであり、証言の信頼性、説得力が劣るという心証形成に繋がっていることから、powerless speech style と名づけた。また、その反対に、信頼性、説得力に富む発話スタイルを powerful speech style と呼んでいる。
4. メタ語用とは、語用（コミュニケーション）により生起する出来事に体系性を見出し、解釈し、行動することを可能にするメタレベルの規範のことである。メタ語用の装置には、文化的知識（慣習）や社会言語学的ステレオタイプ等を含む言語イデオロギーや、言語の再帰的使用（Lucy, 1993）、フッティング、コードスイッチング（Blom & Gumperz, 1972）、コンテクスト化の合図（Gumperz, 1982）、フレームなどが挙げられる。同一言語コードを共有する話者間で共有されているとは限らない。詳細は小山（2008）、Silverstein (1993)等を参照願いたい。
5. Goffman (1981) の参与枠組みは、導管メタファー的コミュニケーション観の対極に位置する、言語人類学のコミュニケーションの「出来事モデル」と志向性を共有するものである。出来事モデルに関する詳細は、小山（2008）を参照願いたい。また、Levinson (1988) は



Goffman (ibid) の参与枠組みを、弁別特徴を用いて更に 17 種類に細分化し、新たにレセプション役割 (reception roles) も打ちたてた。しかし、Irvine (1996, pp. 132-6) が批判的に指摘しているように、Levinson (ibid) は話し手や受け手の役割を更に細かく分類しようと試みたのだが、細分化のプロセスよりも、細分化された役割に焦点をあて、いくつまで細かく分類することができるかに力を注いだ。その結果、Levinson のモデルは、皮肉にも、伝統的なモデルと同様に、脱コンテクスト化され、相互行為の多層的で複雑な非決定性に溢れるメタ語用過程を捨象している。

6. コンテクスト化の合図 (Gumperz, 1982) を想起されたい。
7. Hill のフィールドノートの本ヒカーノ語話者の発話 (英訳) は以下のとおりである。  
Because if I didn't speak two languages, someone might say something about my mother, but when I don't understand what he is saying to me, even if he says to me, "Fuck your mother," begging God's pardon, how would I know what he is saying to me (Hill & Irvine, 1993: 13) .
8. たとえば、法律家による法レジスターの使用は、法曹界のメンバー同士を同一の専門家グループのメンバーとして結束を深めさせ、威厳を強め、他者を排除する効果がある (cf. Gibbons, 2003; Philips, 1998)。
9. 「このタイプ (階級、民族、ジェンダーなど) の人々はこのように話すものだ」という非蓋然的信条 (イデオロギー) である「社会言語学的ステレオタイプ (sociolinguistic stereotype)」 (Labov, 1972) を想起されたい。

#### 【参考文献】

- Aarsleff, H. (1982). *From Locke to Saussure: Essays on the study of language and intellectual history*. Minneapolis, MN: University of Minnesota Press.
- Angermeyer, P. S. (2005). [Review of the book *The discourse of court interpreting*]. [Online] Message posted to The Linguist List electronic mailing list, archived at <http://linguistlist.org/pubs/reviews/get-review.cfm?SubID=53152>
- Bauman, R., & Briggs, C. L. (2003). *Voices of modernity: Language ideologies and the politics of inequality*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Berk-Seligson, S. (2002). *The bilingual courtroom*. Chicago: University of Chicago Press.
- Blom, P., & Gumperz, J. J. (1972). Social meaning in linguistic structures: Codeswitching in Norway. In J. J. Gumperz, & D. Hymes (Eds.), *Directions in sociolinguistics. The ethnography of communication*. New York: Holt, Rinehart & Winston. 407-434.
- Du Bois, J. W. (1986). Self-evidence and ritual speech. In W. Chafe, & J. Nichols (Eds.), *Evidentiality: The linguistic coding of epistemology*. Norwood, New Jersey: Ablex. 313-336.
- Du Bois, J. W. (2004). *Representing discourse*. Unpublished manuscript, University of California at Santa Barbara.
- Duranti, A. (1997). *Linguistic anthropology*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gibbons, J. (2003). *Forensic linguistics: An introduction to language in the justice system*. Oxford:

- Blackwell.
- Goffman, E. (1974). *Frame analysis: An essay on the organization of experience*. New York: Harper & Row.
- Goffman, E. (1981). *Forms of talk*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- González, R. D., Vázquez, V. F., & Mikkelsen, H. M. (1991). *Fundamentals of court interpretation: Theory, policy and practice*. Durham, NC: Carolina Academic Press.
- Gumperz, J. (1982). *Discourse strategies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hale, S. B. (1997). The treatment of register variation in court interpreting. *The Translator*, 3(1): 39-54.
- Hale, S. B. (2004). *The discourse of court interpreting: Discourse practices of the law, the witness and the interpreter*. Amsterdam: John Benjamins.
- Hill, J. H., & Irvine, J. T., (Eds.), (1993). *Responsibility and evidence in oral discourse*. Cambridge University Press.
- Irvine, J. T. (1996). Shadow conversations: The indeterminacy of participant roles. In M. Silverstein, & G. Urban (Eds.), *Natural histories of discourse*. Chicago: University of Chicago Press. 131-159.
- Labov, W. (1972). *Sociolinguistic patterns*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Lakoff, R. (1975). *Language and woman's place*. New York: Harper & Row.
- Levinson, S. C. (1988). Putting linguistics on a proper footing: Explorations in Goffman's concepts of participation. In P. Drew, & A. Wootton (Eds.), *Erving Goffman: An interdisciplinary appreciation*. Oxford: Polity Press. 161-227.
- Lucy, J. A. (1993). Reflexive language and the human disciplines. In J. A. Lucy (Ed.), *Reflexive language: Reported speech and metapragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press. 9-32.
- Matoesian, G. (2001). *Law and the language of identity: Discourse in the William Kennedy Smith rape trial*. New York: Oxford University Press.
- Morris, R. (1995). The moral dilemmas of court interpreting. *The Translator*, 1(1): 25-46.
- O'Barr, W. M. (1982). *Linguistic evidence: Language, power and strategy in the courtroom*. New York: Academic Press.
- Philips, S. U. (1993). Evidentiary standards for American trials: Just the facts. In J. H. Hill, & J. T. Irvine (Eds.), *Responsibility and evidence in oral discourse*. Cambridge: Cambridge University Press. 248-259.
- Philips, S. U. (1998). *Ideology in the language of judges: How judges practice law, politics, and courtroom control*. New York: Oxford University Press.
- Pöchhacker, F. (2004). *Introducing interpreting studies*. New York: Routledge.
- Pöchhacker, F. (2006). Interpreters and ideology: From 'between' to 'within'. *Across languages and cultures*, 7(2): 191-207.
- Reddy, M. (1979). The conduit metaphor: A case of frame conflict in our language about language. In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and thought*. Cambridge: Cambridge University Press. 284-324.
- Shannon, C., & Weaver, W. (1949). *The mathematical theory of communication*. Champaign, IL:

University of Illinois Press

- Silverstein, M. (1981). *The limits of awareness*. Sociolinguistic working paper No. 84, Austin: South East Educational Development Laboratory. reprinted in A. Duranti (Ed.), (2001). *Linguistic anthropology, a reader*. Malden, MA: Blackwell. 382-401.
- Silverstein, M. (1992). The indeterminacy of contextualization: When is enough enough? In P. A., & A. D. Luzio, (Eds.), *The Contextualization of language*. Amsterdam: John Benjamins. 55-76.
- Silverstein, M. (1993). Metapragmatic discourse and metapragmatic function. In J. A. Lucy (Ed.), *Reflexive Language: Reported speech and metapragmatics*. New York: Cambridge University Press. 33-58.
- Wadensjö, C. (1998). *Interpreting as interaction*. New York: Longman.
- 小山亘 (2008) 『記号の系譜』 三元社
- 最高裁判所事務総局刑事局 (監) (1999) 『法廷通訳ハンドブック実践編【スペイン語】』 法曹会
- 瀧本真人 (2007) 「聞き手・話し手としての通訳者：ミーティングにおける通訳場面の一考察」 『通訳研究』 第7号: 205-218.
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子 (2004) 『司法通訳』 松柏社
- 吉田理加 (2007) 「法廷相互行為を通訳する：法廷通訳人の役割再考」 『通訳研究』 第7号: 19-38.

